

介護保険のお知らせ

第 1 号被保険者（65 歳以上）の介護保険料は、介護保険給付費にかかる費用などから算出された「基準額」をもとに、本人の所得と住民税の課税状況、および世帯の住民税課税状況に応じて決定しています。3 年ごとに見直され、令和 6 年度から令和 8 年度までの保険料基準額は下記のとおりです。

○令和 6 年度から令和 8 年度までの保険料基準額
基準年額 80,400 円（基準月額 6,700 円 所得段階 5 段階の額）
○第 1 ～ 3 段階の方の保険料は、公費投入（国、県、町が負担）により軽減されます。

(円)					
所得段階	世帯	本人		基準額×調整率	年額
第 1 段階	住民税 非課税	住民税 非課税	・生活保護受給者の方、老齢福祉年金受給者の方	基準額×0.285	22,914
			・課税年金等収入金額が 82 万 6 千 5 百円以下の方	(基準額×0.455)	(36,582)
第 2 段階			課税年金等収入金額が 82 万 6 千 5 百円超 120 万円以下の方	基準額×0.485 (基準額×0.685)	38,994 (55,074)
第 3 段階			課税年金等収入金額が 120 万円超の方	基準額×0.685 (基準額×0.69)	55,074 (55,476)
第 4 段階	住民税 課税	住民税 非課税	課税年金等収入金額が 82 万 6 千 5 百円以下の方	基準額×0.90	72,360
第 5 段階 〔基準額〕			課税年金等収入金額が 82 万 6 千 5 百円超の方	基準額×1.00	80,400
第 6 段階		住民税 課税	合計所得金額が 120 万円未満の方	基準額×1.20	96,480
第 7 段階			合計所得金額が 120 万円以上 210 万円未満の方	基準額×1.30	104,520
第 8 段階			合計所得金額が 210 万円以上 320 万円未満の方	基準額×1.50	120,600
第 9 段階			合計所得金額が 320 万円以上 420 万円未満の方	基準額×1.70	136,680
第 10 段階			合計所得金額が 420 万円以上 520 万円未満の方	基準額×1.90	152,760
第 11 段階			合計所得金額が 520 万円以上 620 万円未満の方	基準額×2.10	168,840
第 12 段階			合計所得金額が 620 万円以上 720 万円未満の方	基準額×2.30	184,920
第 13 段階			合計所得金額が 720 万円以上の方	基準額×2.40	192,960

※課税年金等収入金額と合計所得金額は、令和 7 年1月1日から令和 7 年12月31日までのものです。

※第1～3段階のカッコ内は、保険料が軽減される前の金額です。

令和8年度介護保険料の特例措置について

令和 7 年度税制改正により、給与所得控除の最低保障額が 55 万円から 65 万円に引き上げられますが、国の介護保険施行令改正に基づき、令和 8 年度介護保険料の算定に限り税制改正前の控除額で算定する特例措置が行われます。対象は令和 8 年 1 月 1 日及び 4 月 1 日に町に住民登録があり給与収入が 55 万 千円以上 190 万円未満の方です。なお令和 7 年度・令和 8 年度ともに住民税非課税の方には、非課税者として保険料が算定される特例減免を適用します。対象者には納入通知書送付の際にお知らせを同封します。

介護保険料の納め方

65 歳の誕生日を迎えられた方には、はじめは納付書により納付していただく（普通徴収）ことになります。年金の年額が 18 万円以上の方は、後に年金からの天引き（特別徴収）に変更となります。天引きを開始する際は事前にお知らせいたします。納め方は法律で決まっているため、自分で選択することはできません。